東京都社会的養育推進計画(案)の概要

第1章 基本的考え方と全体像

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け 平成27年度に策定した「東京都社会的養護施策推進計画」を全面的に 見直し、新たな推進計画として策定
- 3 計画期間

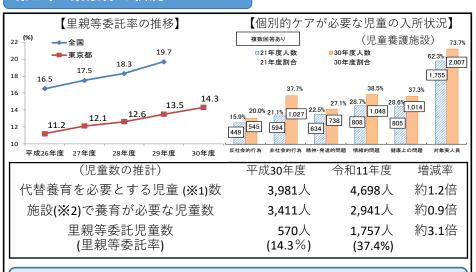
令和2年度から令和11年度までの10年間

- 4 計画の「理念」・「目指すべき姿」
- (1) 理念

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

(2) 目指すべき姿

第2章 東京都の状況



代替養育を必要とする児童の里親等への委託を推進するとともに、個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童のため、施設の定員数も十分に確保する必要

(※1)代替養育を必要とする児童:虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が

困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童

(※2)施設:児童養護施設及び乳児院

第3章 東京都における具体的な取組

1 家庭と同様の環境における養育の推進

- (1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
- (2) 里親に対する支援

目標:里親等委託率(合計) 37.4%

- ・一貫性・継続性のある里親支援体制を構築(フォスタリング業務(※3)の包括的な民間機関への委託)
- (3) 特別養子縁組に関する取組の推進

目標:フォスタリング機関実施数 全ての都児童相談所担当地域で実施

2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

- (1) 施設の小規模化・地域分散化の促進
 - ・家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育を推進
- (2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実
 - ・入所児童のケアの充実のための施設職員の配置増・負担軽減
- (3) 施設の多機能化(里親家庭の支援、一時保護児童の受入等)

3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

・ジョブ・トレーナーの充実、高校在学中の学習支援の充実等

4 児童相談所の体制強化

- (1) 児童相談所における人材の確保及び育成
 - ・児童福祉司等の更なる増員、業務の負担軽減
- (2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

5 一時保護児童への支援体制の強化

・一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備

6 子供・子育て家庭を支えるための取組

- (1) 当事者である子供の権利擁護の取組
- (2) 在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制の構築

7 計画の進捗管理と見直し

- ・毎年度、実績を把握し、「東京都児童福祉審議会」に報告、公表
- ・中間年を目安として、必要な場合には、計画を見直し
- (※3) フォスタリング業務: 里親のリクルート・アセスメント、里親に対する研修 子供と里親のマッチング、里親への支援等